

監査報告書

令和6年5月24日

社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会
理事長 八木橋 隆様

監事

山崎洋一郎

監事

伊藤里花

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

記

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会等重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査しました。以上の方により会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が感染法上の2類相当から5類へ移行され、感染症対策が大幅に緩和されたことにより、「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域に暮らす高齢者世帯や独居高齢者認知症により生活に不安を抱える方々に対して、ボランティアの協力もと、地域福祉の基盤づくりを適切に実施されたと認めます。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において、適正に表示しているものと認めます。

以上